

高齢者の皆さんや障害のある方にとって、外出時の移動手段は悩みの種になりがちですね。そこで、公共交通機関の利用が困難な方々の助けとなる、福祉移送サービスについて調べてみました。ここでは代表的な、福祉有償運送事業と介護タクシーの二つをご紹介します。

●福祉有償運送事業とは

NPO法人や医療法人などの非営利法人が、営利と認められない範囲の価格によって、自家用自動車を使用して行う個別輸送サービスのこと。 「移送サービス」と呼ばれることが多い。

●介護タクシーとは

非営利法人のほか、株式会社などの営利法人も運営主体となる。一般のタクシーと異なり、単独での移動が困難な人に対象を限定しているタクシーのこと。

各サービスの特徴は、以下の通りです。

	福祉有償運送事業	介護タクシー
対象者	高齢者、身体・知的・精神障害者など、単独での移動が困難な方。	
運賃	営利にならない範囲内で設定される。比 較的低額で利用できる。	運輸局で定められた範囲内の運賃。メーター の設置や時間単位での設定など、事業所に よりさまざまである。
利用方法	各事業所で利用者登録の申し込みをする。 申し込み後、市町村の協議会で認可され れば利用することができる。	利用者登録等は不要だが、事前に電話予約が必要となる。
行き先	特に決まりはないが、事業所により、病院や市役所への送迎のみ等に限定されている場合もある。発着地のいずれかは事業所の登録地区である必要がある。	娯楽や観光を目的とした利用が可能。買い物やお墓参りなど利用者の行きたい場所へ連れて行ってもらえる。(※介護事業所が介護保険を使ってサービスを行った場合、送迎に限定される場合もある。)
使用車輌	福祉車輌 (体の不自由な方が乗降しやすいよう設備が整えられた車)が使用される。 一般の乗用車を使用している所もある。	

●ボランティア活動に取り組みながら、福祉有償運送事業も行っておられる、「特定非営利活動法人一宮 VGL の会」の皆さんにお話を伺いました。

Q. 送迎の流れを教えてください。

- A. ケアマネさんやヘルパーさんと、利用者の方とで翌月の送迎の日程をあらかじめ決めていただき、 事前に申し込んでいただきます。当日、決められた時間に自宅へ伺い、病院までお送りします。 病院での受診中、運転手は基本的に一旦帰ります。受診が終わったら利用者の方から連絡をい ただき、お迎えに行くという流れになります。
- Q. どのような方が運転手として活動されていますか。
- A. 普通免許以外特に資格は必要ありませんが、福祉有償運送安全運転講習を受講した、ボランティアの方が運転手となって活動しています。
- Q. 送迎する中で、気を付けていることは何ですか。
- A. 安全運転を第一に考えて送迎しています。また、利用者さんの安全のために、車から乗降する際の見守りや、多少の手助けを行っています。乗降時に、車いすに乗せる等の介助が必要な方や、受診に付き添いが必要な方は運転手の対応ができないので、ヘルパーさんが同行する方もいらっしゃいます。



今回、取材を行ってみて・・・

自分ひとりでは移動が困難な方に対して、声掛けや少しの手助けが、利用される方の安心につながっていることがわかりました。このようなサービスが周知され、必要とする人の利用につながれば、地域での生活がより住みやすいものになると感じました。



福祉車輌の一例